

委託役務業務（施設維持等）の積算の改訂について

委託役務業務の積算については、平成26年7月31日までは平成25年度建設工事積算基準別冊（工事・委託業務参考歩掛）により、公園諸経费率、河川維持諸経费率、道路維持諸経费率に低減率を乗じていましたが、平成26年8月1日の建設工事積算基準の改訂により、単価適用年月日が平成26年8月1日以降の案件については、低減率が廃止されましたので注意願います。

【平成26年7月31日までの基準】

委託役務業務価格 = (直接作業費) + (諸経費) + (消費税相当額)

= [(直接作業費) + (直接作業費 × 諸経费率K)] × (1 + 消費税率)

※公園役務諸経费率	K = 公園諸経费率	× 0.95
※河川役務諸経费率	K = 河川維持諸経费率	× 0.90
※道路役務諸経费率	K = 道路維持諸経费率	× 0.95

平成26年8月1日以降
削除